

鳥取県コンクリート診断士会

会 則

(名称)

第1条 本会は、鳥取県コンクリート診断士会と称する。

(目的)

第2条 本会は、専門技術の継続的な研修と研鑽に勤め、社会基盤としてのコンクリート構造物の公正な診断及び維持管理に関する技術の向上と普及を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. コンクリート診断技術の向上を目的とした研究活動
2. 客観的な立場からの測定、解析によるコンクリート診断士の信頼性向上
3. 高い倫理観に基づく診断士としての資質の向上を図るための継続教育
4. コンクリート診断技術に関する情報、資料の収集提供
5. 会員相互の技術研修会及び、広く一般へ向けての講習会の開催
6. 本会の調査・研究状況を定期的に官公庁へ提供
7. 官公庁への講師派遣
8. その他診断士会の目的のために必要な事業

(事務局)

第4条 本会は、事務局を役員会において定めた場所におく。

(会員)

第5条 本会の会員は、次の二種とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

(正会員)

第6条 正会員は、鳥取県内に在住または鳥取県内に本社がある事業所に勤務し、本会の事業目的に賛同して活動するコンクリート診断士とする。なお、正会員が県外在住となる場合、続けて本会活動に参加する意思がある場合は正会員を継続できる。

(賛助会員)

第7条 賛助会員は、本会の事業目的に賛同し本会の発展に協力する企業とする。

(入会)

第8条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し役員会の承諾を得なければならない。

(退会)

第9条 退会しようとする者は、退会届を提出するかまたは退会の意思表示をすることにより役員会の承諾を得る。

会員が本会の目的に反する行為、ならびに、会費を2年以上滞納した場合には、総会の議を経てこれを除名することが出来る。

(総会)

第10条 総会は正会員で構成し、この会則に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画、収支予算の決定
- (2) 事業報告、収支決算の承認
- (3) 会則の変更
- (4) 役員を選任
- (5) その他、本会の運営に関する重要な事項

総会は毎年1回定期総会を開催するものとし、必要に応じて臨時総会を開くことが出来る。会議の成立は、全正会員の三分の二以上出席(委任状有効)とし、過半数をもって決議する。賛助会員は総会に出席して意見を述べるができるが、議決権を有しないものとする。

(学会会員及びアドバイザーアドバイザー)

第11条 本会は、役員会の決議により学会会員とアドバイザーを若干名おくことができる。

- (1) 学会会員は学識経験者の中から選任し、会長がこれを委嘱する。学会会員は本会对し、技術向上のための技術指導を行う。
- (2) アドバイザーは正会員の中から選任し、会長がこれを委嘱する。アドバイザーは本会对し、必要な助言を行う。

(技術委員会)

第12条 本会に技術委員会をおく。

技術委員は技術委員長が任命する。

技術委員会は本会の技術に関する活動の世話をする。

(役員)

第13条 本会には次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	2名
事務局長	1名
技術委員長	1名
監 事	1名

事務局長と技術委員長は、副会長が兼務してもよい。

役員会の成立は、全役員二分の一以上とし、過半数をもって決議する。

(役員職務)

第14条 会長は本会を代表し、総会、役員会の議長となる。

副会長は会長を補佐し、会長の指示により会長代理を務める。
事務局長は会長の指示により、本会の会計及び事務一般を担当する。
技術委員長は会長の指示により、技術委員会を統括する。
監事は本会の会計監査を担当する。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第16条 総会の決議により、本会の賛助会員に顧問を1人おく。
顧問は、賛助会員を代表して本会との調整を図る。
顧問は総会に出席して意見を述べるができるが、議決権を有しないものとする。

(会費)

第17条 本会の運営に際し、会員の会費、その他の収入を以って活動費に充てる。
年会費は正会員2,000円、賛助会員30,000円とし、学会会員は免除する。
賛助会員の入会金を30,000円とする。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第19条 本会則に定めるほか、本会の運営に必要な事項は役員会の承認を得て別に定める。

(付則)

本会則は平成18年4月26日から施行する。
本会則は平成20年5月20日から施行する。
本会則は平成23年5月27日から施行する。
本会則は平成28年6月4日から施行する。
本会則は令和元年5月17日から施行する。
本会則は令和4年5月26日から施行する。

以上